

縁・支え合いの県民運動
令和5年度 えにしの日 実施要領

1 趣旨

現に困っている人びとの側から、共に生き、支え合える地域づくりを考え、共動することが滋賀の縁創造実践センターの本質であることから、東日本大震災が発生した3月11日を「えにしの日」、発生月の3月を「えにし月間」として制定し、行動を通して共感する機会を県全域でつくる県民運動として、災害時に困難を抱える人の側の視点で、非常時に備えたアリティのある訓練や研修等に取り組む。

2 訓練・研修等実施期間（えにし月間）

令和6年3月1日（金）～3月31日（日）

3 主唱

- ① 滋賀の縁創造実践センター滋賀県社会福祉協議会
- ② 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
- ③ 滋賀県

4 取組み内容

支援を必要とする人びとが災害時に孤立することなく、滋賀で暮らす人々が非常時に生き抜く力を高め、つながり、助け合い、コミュニティの大切さを確認するため、趣旨に賛同する団体が実施期間内に訓練等に取組む。

■令和5年度の重点取組み

- ① 地域コミュニティを意識した防災学習
- ② 事業継続計画・業務継続計画（BCP）等、マニュアルの検証・見直し
- ③ 個別避難計画・BCP等を活用した訓練・学習会
- ④ 子どもの防災教育

【取組み例】

- ・ ハザードマップ検証
- ・ 子ども食堂と地域住民の共同学習会
- ・ 施設・事業所等のBCP等の検証・見直し
- ・ 施設・事業所内での防災に関する訓練・研修
- ・ 個別避難計画に基づく地域と連携した訓練
- ・ 要配慮者当事者団体が実施する訓練・学習会
- ・ 要配慮者の避難支援について考える研修
- ・ 子ども食堂における避難訓練・防災学習会

5 取組みにかかる経費

重点取組にかかる経費のうち、訓練や研修等に要する経費について、予算の範囲内で 1 団体につき 1 万円を上限に、県社協が助成する。

6 実施スケジュール

①「実施計画書」の提出 (令和 6 年 2 月 20 日 (火) 必着)

↓

②事業の実施

↓

③「実績報告書兼請求書」の提出

事業実施後 10 日以内を目途にご提出ください。 (令和 6 年 4 月 5 日 (金) 必着)

↓

④助成金のお支払い (令和 6 年 4 月末ごろの予定)

【お問い合わせ】

滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

地域福祉課 地域福祉係 (担当 : 青谷、北野)

TEL : 077-567-3924/FAX : 077-567-5160

E-M A I L : v c 1@shigashakyo.jp